

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成29年12月25日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招 集 委 員 17名

2. 出 席 委 員 17名にしてその氏名は次のとおり

1 番 沼部 清伸	2 番 高橋 誠一	3 番 高橋 善一
4 番 舩山 利美	5 番 安達 芳紀	6 番 小野 博
7 番 遠藤 敬一	8 番 佐藤 一志	9 番 浅野 厚司
10番 高橋 隆	11番 錦郡 昌之	12番 島崎 栄一
13番 大河原 清	14番 大武 伸彦	15番 峠田 一徳
16番 本間 仁一	17番 黒澤 ちよ子	

3. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 小関 宏司  
同 上 事務局 長 補 佐 大坂 登啓  
同 上 振興係 長 嶋貫 幹子  
南陽市農林課 農政係 長 小林 宏明  
同 上 主 事 堀之内 豊

4. 付 議 事 件

日程第1		会議録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告について
日程第4	報第19号	南陽市認定農業者の認定について
日程第5	報第20号	農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6	議第54号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第7	議第55号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第8	議第56号	非農地証明願に対する可否について
日程第9	議第57号	南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第10	議第58号	南陽市農用地利用配分計画案の作成に係る意見決定について
日程第11	議第59号	南陽農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
日程第12	議第60号	南陽市農業委員会組織運営検討委員会の設置について

5. 会議の要領  
議長（沼部会長）

（開会：ときに午後2時00分）

平成29年12月18日南農委告示第13号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は17名全員であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。

13番大河原清委員、14番大武伸彦委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 13番 大河原 清 委員  
14番 大武 伸彦 委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとするに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第19号「南陽市認定農業者の認定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第19号「南陽市認定農業者の認定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成29年12月1日付け農第624号で南陽市長から本委員会に対し12月1日付けで4件を認定農業者として認定した旨の通知がありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長）

なしの声がありますので、報第19号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長）

次に日程第5報第20号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました報第20号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。  
　本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が5件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 173 m<sup>2</sup> を道路改良により買収になるため合意解約するものです。  
　2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 173 m<sup>2</sup> を道路改良により買収になるため合意解約するものです。  
　3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 106 m<sup>2</sup> を道路改良により買収になるため合意解約するものです。  
　4番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 106 m<sup>2</sup> を道路改良により買収になるため合意解約するものです。  
　5番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 畑 42 m<sup>2</sup> を第三者へ贈与するため合意解約するものです。

議長（沼部会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（沼部会長） 　なしの声がありますので、報第20号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 　次に日程第6議第54号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
　提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました議第54号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
　本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転1件、賃貸借権設定2件、合計3件の許可申請があったのでご提案するものであります。  
　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1番につきましては、■■■■が贈与という事由で■■■■に、▲▲字▲▲畑 42 m<sup>2</sup> について所有権移転したい旨の申出があったものです。

2番につきましては、■■■■が高齢という事由で、規模拡大を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲外3筆 田 124 m<sup>2</sup> 畑 698 m<sup>2</sup> 合計 822 m<sup>2</sup> について賃借権設定したい旨の申出があったものです。契約は5年間で金納となっております。

3番につきましては、■■■■が労力不足のため 規模拡大を図りたい ■■■■に、▲▲字▲▲ 田 654 m<sup>2</sup>について、賃借権を設定したい旨の申出があったものです。契約は3年間で金納となっております。

議長（沼部会長）

ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。

議長（沼部会長）

初めに議第54号1番の現地調査について9番浅野厚司委員より報告をお願いいたします。

9番

（浅野厚司委員）

耕作され周辺農地への影響ないことを確認してきました。

議長（沼部会長）

次に2番の現地調査について16番本間仁一委員より報告をお願いいたします。

16番

（本間仁一委員）

田については耕作されていますが、畑は年3回程度草刈がされており、雪のため畑の様子は確認できませんでしたので、周辺の耕作者に聞き取りしたところ、周辺農地への影響もないことで確認してきました。

議長（沼部会長）

次に3番の現地調査について14番大武伸彦委員より報告をお願いいたします。

14番

（大武伸彦委員）

議長（沼部会長）

耕作されており周辺農地への影響もないことを確認してきました。

お諮りいたします。

これより議54号について審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………

異議なしと認めます。

それでは一括して審議いたします。

これより本案件について質疑意見を求めます。

……………なしの声……………

- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可することが全員と認めます。  
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第7議第55号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第55号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し2件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が、■■■■に、▲▲字▲▲外1筆畑 合計 690㎡を所有権移転し、宅地分譲するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。  
2番につきましては、■■■■が、■■■■に、▲▲字▲▲外3筆畑 合計 130.93㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。  
当該地は、農地区分第1種農地と判断できますが、例外規定の既存敷地の拡張であり転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について16番本間仁一委員より報告願います。
- 16番  
（本間仁一委員） すべての案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） お諮りいたします。  
これより議55号について審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。
- ……………異議なしの声……………

- 議長（沼部会長） 異議なしと認めます。  
それでは一括して審議いたします。  
これより本案件について質疑意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 許可相当の意見を付することが全員と認めます。  
よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第8議第56号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 　ただ今上程されました議第56号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し1件ありましたので提案するものであります。  
事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 　1番につきましては、■ ■ ■ ■ から願出があったもので、▲ ▲ 字 ▲ ▲ 登記地目が 畑 49㎡ が、昭和58年から耕作せず山林化して、現在に至っているものです。  
耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。
- 議長（沼部会長） 　ここで現地確認について8番佐藤一志委員より報告願います。
- 8番  
（佐藤一志委員） 　地元委員の私から報告いたします。雪がありましたが、現地を承知している場所ですので報告いたします。この案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長） 　これより本案件について質疑意見を求めます。
- ……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長） ……………全員挙手……………  
全員と認めます。  
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第9議第57号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第57号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は平成29年12月12日付け農第625号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて2件の賃借権設定による、農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。  
ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長 1番につきましては、■■■■と、■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1筆、2,255㎡を再設定の10年契約で、11月30日支払、物納となっております。  
2番につきましては、農地中間管理事業に伴う賃借権の設定で、■■■■と「公益財団法人 やまがた 農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1筆、1,879㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

議長（沼部会長） お諮りいたします。  
これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長） ……………異議なしの声……………  
異議なしと認めます。  
それでは一括して審議いたします。  
これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長） ……………なしの声……………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

- 議長（沼部会長） 本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 決定することが全員と認めます。  
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第10議第58号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第58号「南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は平成29年12月13日付け農第628号をもって、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された、農用地利用配分計画案について同法第19条第3項により意見を求められたので、別紙のとおり提案するものです。  
ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。
- 嶋貫振興係長 区域名は全域、借受者は■■■■、貸付者は■■■■で、▲▲字▲▲の田、1筆1,879㎡について、賃貸借契約するもので、契約期間は、平成30年2月28日から、平成39年12月31日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。
- 議長（沼部会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。  
よって本案件については、妥当である旨の意見を付することに決しました。



議長（沼部会長） 次に日程第11議第59号「南陽農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第59号「南陽農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は平成29年12月8日付け農第610号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域整備計画に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により計画変更について意見を求められておりますので、提案するものであります。  
ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、農林課農政係小林係長の説明を求めます。

農林課 小林係長 （説明する。詳細については農林課堀ノ内主事より説明する。）

農林課 堀ノ内主事 （追加で補足説明する。）

議長（沼部会長） ここで、議第59号1番、4番、5番の現地調査について2番高橋善一委員より報告をお願いいたします。

2番 （高橋善一委員） それでは、私より現地調査の結果を報告します。南陽市農地等事務処理要綱第11の（5）により農業振興地域の変更で1,000㎡以上の案件は、運営委員会の開催日に農林課の説明を受け、運営委員が現地調査を行うことになっていることから、さる、12月11日午後2時より運営委員全員と農林課から堀之内主事、農業委員会から小関局長・大坂補佐の8名で1,000㎡以上の案件2件を現地調査してまいりました。  
2件とも申請どおりで周辺農地へも影響がなく、農振地域計画の変更には支障がないと判断できます。

議長（沼部会長） お諮りいたします。  
これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長） ………異議なしの声………  
異議なしと認めます。  
それでは一括して審議いたします。  
これより本案件について質疑意見を求めます。

4番 （船山利美委員） 5番の案件について、梨郷農工団地のとなりですが、道路を挟んで工場と駐車場になるようですが、交通安全上の規制はありますか？

農林課 小林係長 農振除外の際には、そのような規制ありませんでした。なお、建設課にただいま確認して、のちほどご報告申し上げます。

議長（沼部会長） それでは、のちほどの報告でよろしいですか。

4番  
（船山利美委員） はい。

14番  
（大武伸彦委員） 4番の図面について、右が三角になっていますが、なぜ残ったのでしょうか。

議長（沼部会長） 確認のため、暫時休憩します。（ときに午後2時36分）

議長（沼部会長） 総会を再開します。（ときに午後2時37分）

農林課 堀ノ内主事 抵当権が設定されている土地のため、今回の事業計画地から除かれたものです。

議長（沼部会長） 他に質疑ありませんか。

議長（沼部会長） ………なしの声………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について、変更することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

議長（沼部会長） ………全員挙手………  
全員と認めます。  
よって本案については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。  
のちほど、船山委員の質問については回答いただくことにいたします。

議長（沼部会長） 次に日程第12議第60号「南陽市農業委員会組織運営検討委員会の設置について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第60号「南陽市農業委員会組織運営検討委員会の設置について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、委員の任期満了に伴い、南陽市農業委員会の組織運営及び委員定数の改正に関して、別紙のとおり「設置要綱」を改正し、「南陽市農業委員会組織運営検討委員会」を設置したいので、提案するものです。  
ご審議のうえ、ご可決くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（沼部会長） これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。

- …………なしの声…………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件については、原案のとおり要綱を  
改定し「南陽市農業委員会組織運営検討委員会」を設置することが妥  
当と認められる委員は挙手を願います。
- …………全員挙手…………
- 議長（沼部会長） 全員と認めます。  
よって、本案件については妥当と認め、原案のとおり設置すること  
に決しました。
- 議長（沼部会長） ここで暫時休憩します。（ときに午後２時４０分）
- 議長（沼部会長） 総会を再開します。（ときに午後２時４１分）
- 議長（沼部会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしま  
した。よって、平成２９年１２月１８日付け南農委告示第１３号をも  
って招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。  
（閉会：ときに午後２時４１分）